

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第66号

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則（令和元年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当)</p> <p>第9条 第2号技能職員等（職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）第1条の2第2項に規定する勤務した日が<u>18日</u>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに限る。）が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対する退職手当及びその支給については、<u>第2号会計年度任用職員</u>の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 第9条の規定により<u>第2号会計年度任用職員</u>の例によることとされる第2号技能職員等以外の<u>常時勤務に服することを要しない者（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員であるものに限る。）</u>の職員の退職手当に関する条例第1条の2第2項に規定する勤務した日が<u>18日</u>以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った場合において、その者が退職した場合には、当分の間、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対する退職手当及びその支給については、第9条の規定にかかわらず、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成31年岩手県条例第2号）附則第2項の規定により職員とみなされる者の例による。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第9条 第2号技能職員等（職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号。<u>以下「退職手当条例」という。</u>）第1条の2第2項に規定する勤務した日が<u>職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）第3条の2に定める日数</u>以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに限る。）が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対する退職手当及びその支給については、<u>同項の規定により職員（退職手当条例第1条の2第1項に規定する職員をいう。附則第2項において同じ。）とみなされる者</u>の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 第9条の規定により、<u>退職手当条例第1条の2第2項の規定により職員とみなされる者</u>の例によることとされる第2号技能職員等以外の<u>第2号技能職員等の同項</u>に規定する勤務した日が<u>職員の退職手当の支給等に関する規則第3条の2に定める日数</u>以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った場合において、その者が退職した場合には、当分の間、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対する退職手当及びその支給については、第9条の規定にかかわらず、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成31年岩手県条例第2号）附則第2項の規定により職員とみなされる者の例による。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。